

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の概要

地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、双方の活力を取り戻し、地域経済を活性化

1. 新法の考え方

- **業種の壁を越えた**連携を促進するための、農水省・経産省による**行政の壁を越えた従来にない法律**
- 中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、**農水省・経産省の両省が共同で支援**
- 農水省と経産省が、それぞれ100億円程度、合計で**200億円以上の予算措置により支援**

中小企業者と農林漁業者の連携事例

【商品の開発・生産】(北海道江別市)

・中小企業者である地元製粉業者と地元小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。



江別小麦めん
パッケージ

【サービスの開発・提供】(福岡県岡垣町)

・中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウェディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。



年間20万人が訪れる

2. スキーム・支援措置

基本方針

- ・主務大臣が農商工等連携事業の促進の意義や基本的な方向等について策定。

認定

申請

認定

申請

農商工等連携事業計画

- ・中小企業者及び農林漁業者が共同で計画を作成。

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設
(7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設
(中小公庫・国民公庫)

農商工等連携支援事業計画

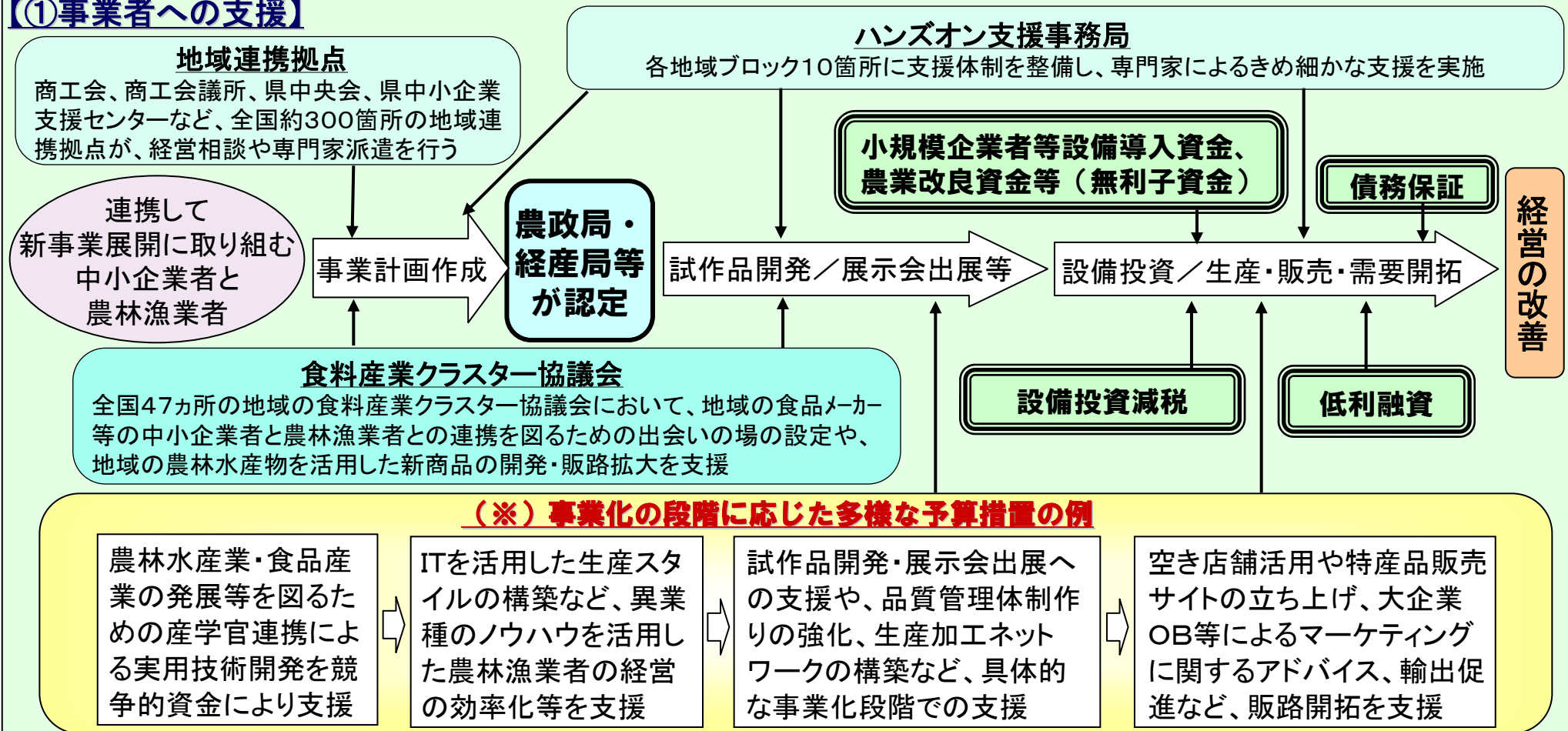
- ・農商工連携に対し、指導・助言等の支援を行う計画を作成。

支援措置

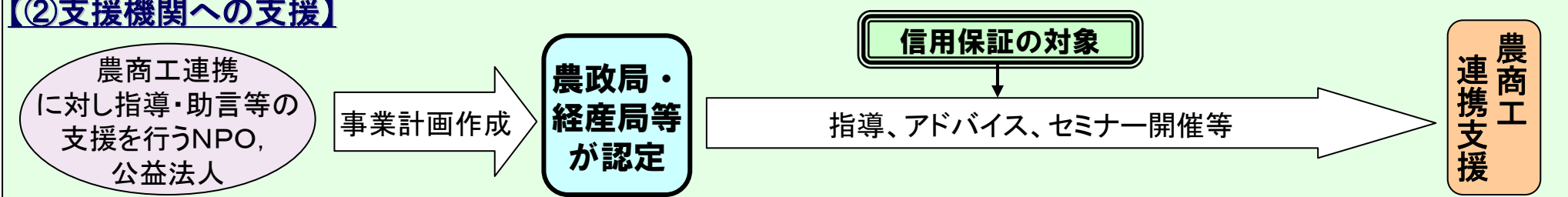
- 中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

農商工等連携促進法における支援の流れ

【①事業者への支援】



【②支援機関への支援】



（注）  部分は法律認定による支援

農商工等連携促進法における主な支援措置の比較

中小企業信用保険法の特例

現 行

本法における特例

<保険種類> <保証限度額> (1業者あたり)
・普通保険 2億円以内 (組合は4億円以内)
・無担保保険 8,000万円以内
・特別小口保険 1,250万円以内
・流動資産担保保険 2億円以内 (組合は4億円以内)
<填補率(年額)> ・普通保険……………70% ・その他の保険……………80%
<保険料率(年額)> ・百分の三以内において政令で定めるもの

<保証限度額の拡大>
(左記の現行保証限度額に加え、以下の特別枠を創設)

【特別枠】

- ・普通保険
2億円以内
(組合は4億円以内)
- ・無担保保険
8,000万円以内
- ・特別小口保険
1,250万円以内
- ・流動資産担保保険
2億円以内
(組合は4億円以内)

【保証限度額の合計】

≪現行の保証限度額(1業者あたり)
+特別枠≫

- ・普通保険
4億円以内
(組合は8億円以内)
- ・無担保保険
1,6億円以内
- ・特別小口保険
2,500万円以内
- ・流動資産担保保険
4億円以内
(組合は8億円以内)

<填補率(年額)の引き上げ>

- ・普通保険……………80%
- ・その他の保険……………80%

<保険料率(年額)の引き下げ>

- ・百分の二以内において政令で定めるもの

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現 行

本法における特例

<貸付率>…貸付対象額の1/2以内

<貸付率の拡大>…貸付対象額の2/3以内

食品流通構造改善促進法の特例

現 行

本法における特例

<支援対象>

食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

<支援対象の拡大>

左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現 行

本法における特例

<対象者>

- ・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者
- ・これらの組織する団体

<対象者の拡大(左記に追加)>

中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))

<償還期間/据置期間>

10年以内/3年以内

<償還期間/据置期間の延長>

12年以内/5年以内

課 税 の 特 例

現 行

本法における特例

制度創設

機械等の取得……………特別償却(30%)
税額控除(7%)

農商工等連携の事例

① 長いもの供給・出荷体制の整備による販売網の確立

○農協－農機具メーカーの事例

- ・周辺の複数の農協が、長いもの共同生産体制を整備するとともに、地元の農機具メーカーと連携し、大型貯蔵施設整備や掘削機械改良等を行い、長いもの通年供給・出荷体制を構築に成功。
- ・これにより、国内でのブランド化を実現するとともに、特に、国内需要の少ない太物を台湾やシンガポールへ輸出するなど、意欲的な販売戦略が可能となった。



② I T農業支援システムの活用による低コスト、高品質作物の生産

○農業者－設計・測量会社

- ・地元の農業者と土木建築の設計・測量会社等が共同して、人工衛星や無人ヘリコプター等から取得した画像データを活用した農業情報の管理システムを構築。
- ・これにより、農産物の収穫状況を踏まえた農作業の内容・スケジュール管理の効率化やマップ化された土壌の状況に基づく施肥作業の自動化が可能となり、生産性の高い営農体制を実現。

衛星を活用した
適切な情報管理



③ 健康に良い高機能タマネギを地域限定生産

○農業者－バイオベンチャー－販売会社

- ・地元の大学発ベンチャーが、健康に良い新品種のタマネギを開発。地元の町役場、農協、商工会議所等の協力を得て、地元農業者との連携を実現し、限定生産を実施。
- ・また、新品種タマネギを活用し、地域ブランドとしての商品開発や販路開拓を行うべく、地域の販売会社と連携し、首都圏での販売を展開。



④ 乳牛の給餌を人力からI T活用によるシステム管理

○畜産者－農機具メーカー

- ・農機具メーカーが、農協等と連携し、乳牛一頭ごとに給餌回数・分量・飼料のブレンド、給餌時間等をITで自動制御する自動給餌システムを開発。労働時間の太宗を占める給餌時間を4～5時間から約15分(約20分の1)に短縮。
- ・経営規模大幅拡大(飼育頭数40%増)や生産性向上(1頭あたり乳量7%増)を実現し、酪農家のゆとりある暮らしの実現に貢献した。



⑤ トレーサビリティシステムの活用による安全安心食材のブランド化

○農業者－食品加工会社

- ・複数の都道府県にまたがる数十の農業生産者・加工者がネットワークを構築し、自然健康食品ブランドを展開。
- ・トレーサビリティシステムの活用により、生産者の顔が見える食材として、有機米や無農薬野菜、ハチミツバター等の加工食品を生産。
- ・ブランドとしての顧客リストは、10万人を超え、コアファンの育成を図る。



有機質栽培・減農薬栽培の人参

⑥ 美味しく食べやすい、大葉入りのヘルシー麺を開発

○農業者－食品加工会社

- ・従来、食物繊維入り麺製品はどうしても「ざらざら感」があり、多量の大葉粉末を取り込むことは困難であったため、製麺技術を改良し、大葉の成分や風味を損なわずに、つるつる感と腰のある食感の麺製品を実現。
- ・健康食品として注目されていたけれど、これまでは利用が制限されていた大葉が活用可能になり(100gあたり45枚相当分)、大葉の需要を拡大。

